

美里町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施した結果について、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和3年11月10日

美里町監査委員 相馬光喜

美里町監査委員 櫻井功紀

1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

定期監査（令和3年度会計）

3 監査の対象

- (1) 契約
- (2) 補助金の交付
- (3) 消耗品の購入
- (4) 備品の購入

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 契約

- ① 決裁権者が適切に承認しているか。
- ② 随意契約を採用している場合、その理由が合理的であるか。
- ③ 経済的合理性・公正性等に反した分割発注が行われていないか。
- ④ 予定価格が漏洩しないための必要な措置が取られているか。
- ⑤ 落札者の決定がルールに従ったものになっているか。
- ⑥ 契約保証金を免除している場合、その理由は適正であるか。
- ⑦ 業務等が契約書及び仕様書に基づいて行われているか。

(2) 補助金の交付

- ① 補助の内容と事業の目的・目標に齟齬がないか、また、過大なものとなっていないか。
- ② 補助金交付申請の内容を精査の上、適切に支出負担を行っているか。
- ③ 概算払いが適切な方法、時期に行われているか。
- ④ 交付要綱に沿った補助内容になっているか。

(3) 消耗品の購入

- ① 経済的合理性・公正性等に反した分割発注が行われていないか。

(4) 備品の購入

- ① 経済的合理性・公正性等に反した分割発注が行われていないか。
- ② 納入の際の検収状況

5 監査の実施内容

令和3年10月4日から10月18日までの6日間、本庁舎議員控室、南郷庁舎201会議室等において関係書類の提出を求め、疑義が生じた点は関係職員に質問した。

6 監査等の結果

1から5まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、次に記載する事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる。

(1) 契約

- ① 契約保証金を免除することについては、令和2年度の定期監査において、免除事由が明確にされていないことを指摘したが、本年においても、監査対象とした個別の契約事務の中には、契約保証金を免除させる根拠が添付又は記載されていないものが見受けられた。

契約の締結に当たり契約保証金を免除させる場合は、免除させる根拠を明白にすること。

- ② 契約業務に係る事務フローにおいては、契約と同時に消費税法に規定する課税事業者か免税事業者かの届出書を提出させることとしている。

令和3年2月の定期監査において、届出書が提出されていない事例を確認したことを指摘したが、本監査においても、届出書が提出されていない事例が散見された。

令和5年10月1日から本格的に適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることを踏まえ、届出書を提出させることを徹底すること。

(2) 補助金の交付

補助金の交付事務は適正に行われているものと認められる。

なお、補助金の交付については、前年踏襲ではなく、各補助団体の会計年度末残高と補助金額とのバランスを考慮し、適正な補助内容となるよう精査していただきたい。

(3) 消耗品の購入

一部の事務において、1件5万円を超える物品の購入に当たり、5万円を超えない金額となるよう複数件に分割し、見積書を徴さずに購入している事例が確認された。

物品の購入に当たっては、美里町財務規則に則って適正に行うことを徹底すること。